

# ダンプあきたの

NO.345 全日本建設交運一般労働組合（略称・建交労）秋田ダンプ支部  
2015年9月7日発行 〒010-0976 秋田市八橋南1-2-29  
Tel.018-823-7748 fax018-823-7751  
Email: kenkourouakita@bz03.plala.or.jp  
一人はみんなのためにみんなは一人のために、一人が一人の仲間をふやそう、労災保険に加入しよう  
田中090-8423-0628、070-5324-4053

## カマヤン 釜ヶ崎の夏 ありむら潜



## ダンプ夏タイヤの注文

再生タイヤ	21,000円 (BS)
	20,500円 (ヨコハマ扱い)
新品タイヤ	33,000円 (BS)
	32,000円 (ヨコハマ)

消費税・送料込みの価格です。注文の時、メーカーを必ずお知らせください。希望の場所に配達します。

県外への配達には運賃実費が必要です。代金は3回以内で納入します。

※台タイヤが慢性的に不足しています。再生タイヤは限定販売です。在庫確認が必要なので、注文の際には組合に問い合わせてください。

なお、ヨコハマタイヤ販売店扱いは、弘進リトレッド製の再生タイヤとなります。

## 任意保険を自動車共済に切替えよう

安くて事故後のサービスも安心です。見積もりをしますので、事務所にまず電話を。

## 勝利和解しました！

秋田地裁において、秋田ダンプ支部の山中さんが時間外手当の未払い分と会社の不法行為（不当労働行為）によって受けた精神的損害の賠償支払を求めていた裁判で、8月31日に和解が成立しました。

すでに報告していますが、西山運輸有限会社不当労働行為救済申立事件は、5月26日、秋田県労働委員会のもとで和解協定書を結び、代表取締役の嶋田允氏は、同日付で秋田ダンプ支部、西山運輸分会、山中重晴さんあてに謝罪文を交付しました。

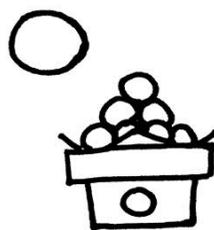
和解協定書のなかで西山運輸有限会社（能代市浅内）は、これまでの組合と山中さんに対する対応が労働組合法に違反することを認め、嶋田社長は謝罪文のなかで具体的な労働組合法違反の事実…『会社が分会組合員に対して「ここ（全日本建設交運一般労働組合）と付き合わないと言ってくれば、有休だとか残業を見ていく」等の発言をしたこと、また会社が山中さんに対して整理解雇等を行ったことは、労働組合法に違反し、組合と山中さんの労働組合活動を著しく妨げるとともに、労使の信頼関係を損なう結果となった』…を述べて謝罪し、このような行為を二度と繰り返さないことはもとより、働きやすい職場づくりと労使関係の安定が重要であることを認識し、引き続き、職場における労働関連諸規程の整備と周知に努めるとともに、労働組合法を遵守し、従業員が行う正当な組合活動を保障することを誓いました。

さらに8月31日、ダンプ支部の山中さんが時間外手当の未払い分と会社の不法行為（不当労働行為）によって受けた精神的損害の賠償支払を求めていた裁判で和解が成立しました。秋田地裁では非公開で審理を続けてきましたが、会社は時間外手当未払い分の支払い（60万円）と、山中さんの受けた精神的損害として慰謝料の支払い（30万円）を約束しました。

今後、組合は、山中さんの労働条件（賃金を含む）については、団体交渉等で協議していくとともに、やむを得ず組合から脱退していた労働者もふくめた職場の労働条件改善を図り、安心して働き続けられるよう奮闘する決意です。



秋田県労働委員会、秋田地方裁判所で争っていた2件の事案がようやく終わりました。労働委員会では、会社側から提出された答弁書、主張書面、陳述書等の内容が証人尋問の中で次々に嘘であることが露呈しました。不当労働行為の事案に関する責任者として出席していた西山運輸（有）斎藤取締役は、証人尋問の翌日には係争中の事案を放棄、職務を全うするどころか無責任にも取締役を辞任し、拳句の果てに会社を退職しました。地方裁判所においては、会社側に対し労働委員会の結果を踏まえて慰謝料の支払い、及び未払い時間外手当（残業代）を支払えと言う裁判長の和解勧告により双方がこれを受け入れました。建交労及び各労組の皆様の支援のもと最後まで闘うことができ勝利をかちとることができました。心より感謝いたします。本当にありがとうございました。《山中重晴》



交通安全推進団体の印  
組合のプレートを出して堂々と仕事をしよう  
**組合加入者の紹介を！**